

熊本県健康福祉補助金等交付要項

(趣旨)

第1条 知事は、県民の健康と福祉の増進を図るため、市町村又は団体等（以下「補助事業者」という。）に対し、予算の範囲内において補助金等を交付するものとし、その交付については、熊本県補助金等交付規則（昭和56年熊本県規則第34号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要項に定めるところによるものとする。

(補助対象経費及び補助率等)

第2条 補助金等の交付の対象経費及びこれに対する補助率又は補助金額は、別表のとおりとする。

(補助金等の交付申請書)

第3条 規則第3条第1項の申請書は、別記第1号様式によるものとする。

2 規則第3条第2項の添付書類は、次の各号のとおりとし、その様式は、当該各号に定めるところによるものとする。

- (1) 事業計画書 事業ごとに知事が別に定める様式
- (2) 収支予算書 別記第2号様式
ただし、上記様式により難しい場合は、別に定めるものとする。
- (3) その他必要とする書類

(決定の通知)

第4条 規則第6条の規定による補助金等の交付決定の通知は、別記第3号様式により行うものとする。

(補助事業等の内容等の変更)

第5条 規則第7条第1項の補助事業等の内容等の変更事由は、別表のとおりとする。

2 規則第7条第1項の変更申請書は、別記第4号様式によるものとし、事業変更計画書の様式は、知事が必要に応じ別に定める。

3 規則第7条第3項において準用する規則第6条の規定による補助事業等の内容等の変更の決定通知は、補助金等の額に変更を生じるときは変更交付決定通知書（別記第5号様式）により、補助金等の額に変更を生じないときは変更承認通知書（別記第6号様式）により行うものとする。

(申請の取下げ)

第6条 規則第8条の規定により申請の取下げをすることのできる期間は、必要に応じ別に定める。

(工事の着工及び完成報告)

第7条 補助事業者は、工事を伴うものについては、工事に着工したときは工事着工報告書を、工事が完成したときは工事完成報告書を知事に提出しなければならない。

2 前項の工事着工報告書及び工事完成報告書の様式並びにそれらの提出期限は、別に定める。

(状況報告)

第8条 規則第11条の規定による状況報告は、必要に応じ別に定めるところにより行うものとする。

(実績報告)

第9条 規則第13条の実績報告書は、別記第7号様式によるものとする。

2 規則第13条の添付書類は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 事業実績書 事業ごとに知事が別に定める様式
- (2) 収支精算書 収支予算書を準用する。
- (3) その他知事が必要と認める書類

3 第1項の実績報告書の提出期限は、別に定める。

4 補助金等の交付を概算払又は前金払により受けた場合における実績報告書の提出期限は、前項の規定にかかわらず、補助金等の交付の決定のあった翌年度の5月20日とする。ただし、知事が別に定める場合は、この限りでない。

(補助金等の額の確定)

第10条 規則第14条の規定による補助金等の額の確定通知は、補助金等確定通知書（別記第8号様式）により行うものとする。

(補助金等の請求等)

第11条 規則第16条第1項の請求書は、別記第9号様式によるものとする。

2 前項の請求書には、知事が別に定める書類を添付しなければならない。

3 前々項の規定にかかわらず、補助金等の交付を概算払又は前金払により受けようとするときは、補助金等概算払（又は前金払）請求書（別記第10号様式）によるものとする。

(補助金に係る仕入に係る消費税等相当額の確定に伴う補助金の返還)

第12条 補助事業者は、補助事業完了後に消費税の申告により補助金等に係る仕入に係る消費税等相当額が確定した場合には、別記第11号様式により速やかに知事に報告しなければならない。

2 知事は、前項の報告があった場合には、当該補助金等に係る仕入に係る消費税等相当額の全部又は一部の返還を命ずることができる。

(財産の処分の制限)

第13条 規則第21条第2項に規定する財産の処分を制限する期間は、補助金等により取得し、又は効用の増加した財産の処分の制限（平成20年7月11日厚生労働省告示第384号）に定める期間とする。ただし、知事が別に定める場合は、この限りでない。

(証拠書類の保管)

第14条 規則第23条に規定する別に定める期間は、5年とする。ただし、知事が別に定める場合は、この限りでない。

(雑 則)

第15条 この要項に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この要項は、平成15年6月18日から施行し、平成15年4月1日から適用する。
この要項は、平成17年5月10日から施行し、平成17年4月1日から適用する。
この要項は、平成18年6月28日から施行し、平成18年4月1日から適用する。
この要項は、平成19年5月1日から施行し、平成19年4月1日から適用する。
この要項は、平成20年5月1日から施行し、平成20年4月1日から適用する。
この要項は、平成21年5月15日から施行し、平成21年4月1日から適用する。
この要項は、平成22年4月19日から施行し、平成22年4月1日から適用する。
この要項は、平成23年5月15日から施行し、平成23年4月1日から適用する。
この要項は、平成24年4月9日から施行し、平成24年4月1日から適用する。
この要項は、平成25年5月10日から施行し、平成25年4月1日から適用する。
この要項は、平成26年5月13日から施行し、平成26年4月1日から適用する。
この要項は、平成27年5月27日から施行し、平成27年4月1日から適用する。
この要項は、平成28年5月20日から施行し、平成28年4月1日から適用する。
この要項は、平成29年4月3日から施行し、平成29年4月1日から適用する。
この要項は、平成30年5月18日から施行し、平成30年4月1日から適用する。
この要項は、平成31年4月1日から施行する。
この要項は、令和2年4月1日から施行する。
この要項は、令和3年(2021年)4月1日から施行する。
この要項は、令和7年(2025年)4月1日から施行する。

高齢者支援課

補助金名	補 助 対 象 経 費 (複数の事業がある場合は事業ごとに記入)	補助事業者等 (補助事業者と事業主体が異なる場合はそれぞれ表示)	補 助 率 又は 補助金額	変更申請要件	備考	国庫補助 (有・無)										
4 熊本県施設開設準備経費助成特別対策事業補助金	特別養護老人ホーム等の円滑な開設（新設又は増床）等に必要な需用費、使用料及び賃借料、備品購入費（備品設置に伴う工事請負費を含む。）、報酬、給料、職員手当等、共済費、賃金、旅費、役務費、委託料 ※補助対象施設等の(1)から(2)については、開設前の6ヶ月間に係る経費に限る。（看護・介護職員等の雇い上げ経費は、最大6ヶ月間） 補助対象施設等 (1)広域型施設 ・特別養護老人ホーム及び併設されるショートステイ用居室 ・介護付きホーム（有料老人ホーム又はサービス付き高齢者向け住宅であって、特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの） (2)地域密着型施設等 ・地域密着型特別養護老人ホーム及び併設されるショートステイ用居室 ・認知症高齢者グループホーム ・小規模多機能型居宅介護事業所 ・看護小規模多機能型居宅介護事業所（複合型サービス事業所）	(1)社会福祉法人等、市町村 (2)市町村 （事業主体は社会福祉法人等）	（補助額の算定方法） 下表の第1欄に定める施設等の区分ごとに、第2欄に定める交付基礎単価に、第3欄に定める単位の数を乗じて得た額と対象経費の実支出額の合計額とを比較して少ない方の額を上限とし、知事が必要と認めた額。 ただし、1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。 表 交付基礎額 <table><tr><th colspan="3">(1) 広域型施設 ※以下の範囲で知事が必要と認めた額</th></tr><tr><th>1 区分</th><th>2 交付基礎単価</th><th>3 単位</th></tr><tr><td>広域型特別養護老人ホーム及び併設されるショートステイ用居室</td><td rowspan="2">989千円</td><td rowspan="2">定員数</td></tr><tr><td>介護付きホーム（有料老人ホーム又はサービス付き高齢者向け住宅であって、特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの）</td></tr></table>	(1) 広域型施設 ※以下の範囲で知事が必要と認めた額			1 区分	2 交付基礎単価	3 単位	広域型特別養護老人ホーム及び併設されるショートステイ用居室	989千円	定員数	介護付きホーム（有料老人ホーム又はサービス付き高齢者向け住宅であって、特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの）	1 開設日の変更。 2 補助事業に要する経費の総額20%を超える増減。		無
(1) 広域型施設 ※以下の範囲で知事が必要と認めた額																
1 区分	2 交付基礎単価	3 単位														
広域型特別養護老人ホーム及び併設されるショートステイ用居室	989千円	定員数														
介護付きホーム（有料老人ホーム又はサービス付き高齢者向け住宅であって、特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの）																

高齢者支援課

補助金名	補 助 対 象 経 費 (複数の事業がある場合は事業ごとに記入)	補助事業者等 (補助事業者と事業主体が異なる場合はそれぞれ表示)	補 助 率 又は 補助金額	変更申請要件	備考	国庫補助 (有・無)															
	・小規模な介護付きホーム（有料老人ホーム又はサービス付き高齢者向け住宅であって、特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの） ・定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所 ・施設内保育施設 (3)介護施設等の大規模修繕の際にあわせて行う介護ロボット・ＩＣＴの導入 ・特別養護老人ホーム及び併設されるショートステイ用居室 ・介護老人保健施設 ・介護医療院 ・ケアハウス（特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの） ・養護老人ホーム ・介護付きホーム（有料老人ホーム又はサービス付き高齢者向け住宅であって、特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの） ・地域密着型特別養護老人ホーム及び併設されるショートステイ用居室 ・小規模な介護老人保健施設 ・小規模な介護医療院 ・認知症高齢者グループホーム ・（看護）小規模多機能型居宅介護事業所 ・小規模な介護付きホーム（有料老人ホーム又はサービス付き高齢者向け住宅であって、特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの） ・定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所 ・施設内保育施設		(2)地域密着型施設等 ※以下の範囲で知事が必要と認めた額 <table><tr><td>地域密着型特別養護老人ホーム及び併設されるショートステイ用居室</td><td rowspan="4">989千円</td><td rowspan="4">定員数（小規模多機能型居宅介護事業所及び看護小規模多機能型居宅介護事業所にあつては、宿泊定員数とする。）</td></tr><tr><td>認知症高齢者グループホーム</td></tr><tr><td>小規模多機能型居宅介護事業所</td></tr><tr><td>看護小規模多機能型居宅介護事業所（複合型サービス事業所）</td></tr><tr><td>小規模な介護付きホーム（有料老人ホーム又はサービス付き高齢者向け住宅であって、特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの）</td><td></td><td></td></tr><tr><td>定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所</td><td>16,600千円</td><td>施設数</td></tr><tr><td>施設内保育施設</td><td>4,960千円</td><td>施設数</td></tr></table>	地域密着型特別養護老人ホーム及び併設されるショートステイ用居室	989千円	定員数（小規模多機能型居宅介護事業所及び看護小規模多機能型居宅介護事業所にあつては、宿泊定員数とする。）	認知症高齢者グループホーム	小規模多機能型居宅介護事業所	看護小規模多機能型居宅介護事業所（複合型サービス事業所）	小規模な介護付きホーム（有料老人ホーム又はサービス付き高齢者向け住宅であって、特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの）			定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所	16,600千円	施設数	施設内保育施設	4,960千円	施設数			
地域密着型特別養護老人ホーム及び併設されるショートステイ用居室	989千円	定員数（小規模多機能型居宅介護事業所及び看護小規模多機能型居宅介護事業所にあつては、宿泊定員数とする。）																			
認知症高齢者グループホーム																					
小規模多機能型居宅介護事業所																					
看護小規模多機能型居宅介護事業所（複合型サービス事業所）																					
小規模な介護付きホーム（有料老人ホーム又はサービス付き高齢者向け住宅であって、特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの）																					
定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所	16,600千円	施設数																			
施設内保育施設	4,960千円	施設数																			

高齢者支援課

補助金名	補 助 対 象 経 費 (複数の事業がある場合は事業ごとに記入)	補助事業者等 (補助事業者と事業主体が異なる場合はそれぞれ表示)	補 助 率 又は 補助金額	変更申請要件	備考	国庫補助 (有・無)												
	(4)介護予防・健康づくりを行う介護予防拠点における防災意識啓発の取組		(3)介護施設等の大規模修繕の際にあわせて行う介護ロボット・ＩＣＴの導入 ※以下の範囲で知事が必要と認めた額 <table><tr><td>特別養護老人ホーム及び併設されるショートステイ用居室</td><td rowspan="10">496千円</td><td rowspan="10">定員数（小規模多機能型居宅介護事業所及び看護小規模多機能型居宅介護事業所にあつては、宿泊定員数とする。）</td></tr><tr><td>介護老人保健施設</td></tr><tr><td>介護医療院</td></tr><tr><td>ケアハウス（特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの）</td></tr><tr><td>養護老人ホーム</td></tr><tr><td>介護付きホーム（有料老人ホーム又はサービス付き高齢者向け住宅であつて、特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの）</td></tr><tr><td>地域密着型特別養護老人ホーム及び併設されるショートステイ用居室</td></tr><tr><td>小規模な介護老人保健施設</td></tr><tr><td>小規模な介護医療院</td></tr><tr><td>認知症高齢者グループホーム</td></tr></table>	特別養護老人ホーム及び併設されるショートステイ用居室	496千円	定員数（小規模多機能型居宅介護事業所及び看護小規模多機能型居宅介護事業所にあつては、宿泊定員数とする。）	介護老人保健施設	介護医療院	ケアハウス（特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの）	養護老人ホーム	介護付きホーム（有料老人ホーム又はサービス付き高齢者向け住宅であつて、特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの）	地域密着型特別養護老人ホーム及び併設されるショートステイ用居室	小規模な介護老人保健施設	小規模な介護医療院	認知症高齢者グループホーム			
特別養護老人ホーム及び併設されるショートステイ用居室	496千円	定員数（小規模多機能型居宅介護事業所及び看護小規模多機能型居宅介護事業所にあつては、宿泊定員数とする。）																
介護老人保健施設																		
介護医療院																		
ケアハウス（特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの）																		
養護老人ホーム																		
介護付きホーム（有料老人ホーム又はサービス付き高齢者向け住宅であつて、特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの）																		
地域密着型特別養護老人ホーム及び併設されるショートステイ用居室																		
小規模な介護老人保健施設																		
小規模な介護医療院																		
認知症高齢者グループホーム																		

高齢者支援課

補助金名	補 助 対 象 経 費 (複数の事業がある場合は事業ごとに記入)	補助事業者等 (補助事業者と事業主体が異なる場合はそれぞれ表示)	補 助 率 又は 補助金額			変更申請要件	備考	国庫補助 (有・無)	
				(看護) 小規模多機能型居宅介護事業所 小規模な介護付きホーム (有料老人ホーム又はサービス付き高齢者向け住宅であって、特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの) 定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所 施設内保育施設 (4) 介護予防・健康づくりを行う介護予防拠点における防災意識啓発の取組 ※以下の範囲で知事が必要と認めた額 介護予防拠点	8,250千円 2,480千円 118千円	施設数 施設数 1 か所			
5 介護保険苦情処理体制整備事業費補助金	熊本県国民健康保険団体連合会が行う苦情処理事業に要する経費 (報酬、給料、職員手当等、共済費(社会保険料に限る。)、報償費、旅費、賃金、需用費、備品購入費、役務費、委託料、負担金、使用料及び賃借料)	熊本県国民健康保険団体連合会	3,060千円以内 補助金の額は、知事が必要と認めた額と「補助対象経費」の実支出額とを比較して少ない方の額と、総事業費から寄附金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額とし、千円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。					無	
6 介護の日inくまもと補助金	介護の日inくまもとを開催するために組織された介護の日inくまもと実行委員会が実施する事業に要する経費	介護の日inくまもと実行委員会	1,100千円以内					無	

高齢者支援課

補助金名	補 助 対 象 経 費 (複数の事業がある場合は事業ごとに記入)	補助事業者等 (補助事業者と事業主体が異なる場合はそれぞれ表示)	補 助 率 又は 補助金額	変更申請要件	備考	国庫補助 (有・無)																	
7 熊本県老人福祉施設等整備費補助金	以下の表1に定める対象事業ごとに対象となる整備区分に掲げる整備内容に必要な工事費又は工事請負費及び工事事務費（工事施工のため直接必要な事務に要する費用であって、旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計監督料等をいい、その額は、工事費又は工事請負費の2.6%に相当する額を限度額とする。）。ただし、別の負担（補助）金等において別途補助対象とする費用を除き、工事費又は工事請負費には、これと同等と認められる委託費、分担金及び適当と認められる購入費等を含む。 表1 対象事業ごとに対象となる整備区分 <table><tr><th>対象事業</th><th>施設種別</th><th>整備区分</th></tr><tr><td rowspan="2">老人福祉施設整備等事業</td><td>養護老人ホーム</td><td>改築（個室整備に限る）</td></tr><tr><td>特別養護老人ホーム(定員30人以上)</td><td>改築（個室ユニット型整備に限る）</td></tr></table>	対象事業	施設種別	整備区分	老人福祉施設整備等事業	養護老人ホーム	改築（個室整備に限る）	特別養護老人ホーム(定員30人以上)	改築（個室ユニット型整備に限る）	社会福祉法人等	(交付額の算定方法) 表2の第2欄に定める施設の種類ごとに、第3欄に定める配分基礎単価に、第4欄に定める単位の数に乗じて得た額と、対象経費の実支出額の合計額とを比較して少ない方の額を上限とし、知事が必要と認めた額。ただし、1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。 表2 配分基礎額 <table><tr><th>1 対象事業</th><th>2 区分</th><th>3 配分基礎単価</th><th>4 単位</th></tr><tr><td rowspan="2">老人福祉施設整備等事業</td><td>養護老人ホーム</td><td>3,200千円</td><td rowspan="2">整備対象整備床数</td></tr><tr><td>特別養護老人ホーム(定員30人以上)</td><td>3,000千円</td></tr></table>	1 対象事業	2 区分	3 配分基礎単価	4 単位	老人福祉施設整備等事業	養護老人ホーム	3,200千円	整備対象整備床数	特別養護老人ホーム(定員30人以上)	3,000千円		無
対象事業	施設種別	整備区分																					
老人福祉施設整備等事業	養護老人ホーム	改築（個室整備に限る）																					
	特別養護老人ホーム(定員30人以上)	改築（個室ユニット型整備に限る）																					
1 対象事業	2 区分	3 配分基礎単価	4 単位																				
老人福祉施設整備等事業	養護老人ホーム	3,200千円	整備対象整備床数																				
	特別養護老人ホーム(定員30人以上)	3,000千円																					
8 熊本県介護基盤緊急整備特別対策事業補助金	1 医療介護総合確保法第5条の市町村計画に定める地域密着型サービス施設等の整備（施設と一体的に整備されるものであって、知事が必要と認めた整備を含む。）に必要な工事費又は工事請負費及び工事事務費（工事施工のため直接必要な事務に要する費用であって、旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計監督料等をいい、その額は、工事費又は工事請負費の2.6%に相当する額を限度額とする。）。 特別養護老人ホーム等の看取り環境又は共生型サービス事業所の整備のための改修に必要な経費については同上。設備については、需用費（修繕料）使用料及び賃借料又は備品購入費（備品設置に伴う工事請負費を含む。）。	市町村（事業主体は補助対象施設を運営する社会福祉法人、医療法人、特定非営利活動法人及び民間事業者等）	(交付額の算定方法) 下表の第1欄に定める施設の区分ごとに、第2欄に定める配分基礎単価に、第3欄に定める単位の数に乗じて得た額と、対象経費の実支出額の合計額とを比較して少ない方の額を上限とし、知事が必要と認めた額。 ただし、1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。	交付申請額の変更及び交付決定後の事業内容の変更（軽微な変更を除く）をする場合		無																	

高齢者支援課

補助金名	補助対象経費 (複数の事業がある場合は事業ごとに記入)	補助事業者等 (補助事業者と事業主体が異なる場合はそれぞれ表示)	補助率 又は 補助金額	変更申請要件	備考	国庫補助 (有・無)																																
	ただし、別の負担（補助）金等において別途補助対象とする費用を除き、工事費又は工事請負費には、これと同等と認められる委託費、分担金及び適当と認められる購入費等を含む。 補助対象施設等 (1)地域密着型特別養護老人ホーム及び併設されるショートステイ用居室 (2)認知症高齢者グループホーム (3)小規模多機能型居宅介護事業所 (4)定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所 (5)看護小規模多機能型居宅介護事業所 (6)認知症対応型デイサービスセンター (7)介護予防拠点 (8)生活支援ハウス (9)施設内保育施設 (10)小規模な介護付きホーム(有料老人ホーム又はサービス付き高齢者向け住宅であって、特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの) (11)空き家を活用した整備(認知症高齢者グループホーム、小規模多機能型居宅介護事業所、看護小規模多機能型居宅介護事業所、認知症対応型デイサービスセンター) (12)介護施設等の創設を条件に行う広域型施設の大規模修繕・耐震化整備(特別養護老人ホーム、介護老人保健施設、介護医療院、養護老人ホーム、軽費老人ホーム) (13)既存の特別養護老人ホーム等のユニット化改修 (14)特別養護老人ホーム及び併設されるショート用居室（多床室）のプライバシー保護のための改修 (15)介護施設等の看取り環境の整備(特別養護老人ホーム、介護老人保健施設、介護医療院、養護老人ホーム、軽費老人ホーム、認知症高齢者グループホーム、（看護）小規模多機能型居宅介護事業所、介護付きホーム(有料老人ホーム又はサービス付き高齢者向け住宅であって、特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの)) (16)共生型サービス事業所の整備((地域密着型)通所介護事業所、(介護予防)短期入所生活介護事業所、（看護）小規模多機能型居宅介護事業所) (17)介護職員の宿舎施設整備(特別養護老人ホーム、		<table><tr><th colspan="3">表（配分基礎額）</th></tr><tr><th colspan="3">1 (1)～(19) ※以下の範囲で知事が必要と認めた額</th></tr><tr><th>1 区 分</th><th>2 配分基礎単価</th><th>3 単位</th></tr><tr><td>地域密着型特別養護老人ホーム及び併設されるショートステイ用居室</td><td>2, 000～5, 280千円</td><td>整備床数</td></tr><tr><td>認知症高齢者グループホーム</td><td>15, 000千円～39, 600千円</td><td rowspan="8">施設数</td></tr><tr><td>小規模多機能型居宅介護事業所</td><td>15, 000千円～39, 600千円</td></tr><tr><td>定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所</td><td>7, 000千円</td></tr><tr><td>看護小規模多機能型居宅介護事業所</td><td>15, 000千円～39, 600千円</td></tr><tr><td>認知症対応型デイサービスセンター</td><td>14, 100千円</td></tr><tr><td>介護予防拠点</td><td>10, 500千円</td></tr><tr><td>生活支援ハウス</td><td>42, 100千円</td></tr><tr><td>施設内保育施設</td><td>14, 100千円</td></tr><tr><td>小規模な介護付きホーム(有料老人ホーム又はサービス付き高齢者向け住宅であって、特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの)</td><td>2, 000～5, 280千円</td><td>整備床数</td></tr></table>	表（配分基礎額）			1 (1)～(19) ※以下の範囲で知事が必要と認めた額			1 区 分	2 配分基礎単価	3 単位	地域密着型特別養護老人ホーム及び併設されるショートステイ用居室	2, 000～5, 280千円	整備床数	認知症高齢者グループホーム	15, 000千円～39, 600千円	施設数	小規模多機能型居宅介護事業所	15, 000千円～39, 600千円	定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所	7, 000千円	看護小規模多機能型居宅介護事業所	15, 000千円～39, 600千円	認知症対応型デイサービスセンター	14, 100千円	介護予防拠点	10, 500千円	生活支援ハウス	42, 100千円	施設内保育施設	14, 100千円	小規模な介護付きホーム(有料老人ホーム又はサービス付き高齢者向け住宅であって、特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの)	2, 000～5, 280千円	整備床数			
表（配分基礎額）																																						
1 (1)～(19) ※以下の範囲で知事が必要と認めた額																																						
1 区 分	2 配分基礎単価	3 単位																																				
地域密着型特別養護老人ホーム及び併設されるショートステイ用居室	2, 000～5, 280千円	整備床数																																				
認知症高齢者グループホーム	15, 000千円～39, 600千円	施設数																																				
小規模多機能型居宅介護事業所	15, 000千円～39, 600千円																																					
定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所	7, 000千円																																					
看護小規模多機能型居宅介護事業所	15, 000千円～39, 600千円																																					
認知症対応型デイサービスセンター	14, 100千円																																					
介護予防拠点	10, 500千円																																					
生活支援ハウス	42, 100千円																																					
施設内保育施設	14, 100千円																																					
小規模な介護付きホーム(有料老人ホーム又はサービス付き高齢者向け住宅であって、特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの)	2, 000～5, 280千円	整備床数																																				

高齢者支援課

補助金名	補 助 対 象 経 費 (複数の事業がある場合は事業ごとに記入)	補助事業者等 (補助事業者と事業主体が異なる場合はそれぞれ表示)	補 助 率 又は 補助金額			変更申請要件	備考	国庫補助 (有・無)
	介護老人保健施設、介護医療院、ケアハウス（特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの）、認知症高齢者グループホーム、（看護）小規模多機能型居宅介護事業所、定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所、介護付きホーム（有料老人ホーム又はサービス付き高齢者向け住宅であって、特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの）） (18)災害レッドゾーンに所在する老朽化等した広域型介護施設等の移転改築整備 ・特別養護老人ホーム及び併設されるショートステイ用居室 ・介護老人保健施設 ・介護医療院 ・養護老人ホーム ・ケアハウス（特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの） ・介護付きホーム（有料老人ホーム又はサービス付き高齢者向け住宅であって、特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの） (19)災害イエローゾーンに所在する老朽化等した広域型介護施設等の移転改築整備 ・特別養護老人ホーム及び併設されるショートステイ用居室 ・介護老人保健施設 ・介護医療院 ・養護老人ホーム ・ケアハウス（特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの） ・介護付きホーム（有料老人ホーム又はサービス付き高齢者向け住宅であって、特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの） 2 介護施設等における簡易陰圧装置の設置又は感染拡大防止のためのゾーニング環境等の整備に必要な備品購入費、工事費又は工事請負費及び工事事務費（工事施工のため直接必要な事務に要する費用であって、			空き家を活用した整備（認知症高齢者グループホーム、小規模多機能型居宅介護事業所、看護小規模多機能型居宅介護事業所、認知症対応型デイサービスセンター）	10,500千円	施設数		
				介護施設等の創設を条件に行う広域型施設の大規模修繕・耐震化整備	1,330千円	定員数		
				既存の特別養護老人ホーム等のユニット化改修	個室→ユニット化改修 1,410千円	整備床数		
					多床室→ユニット化改修 2,820千円			
				特別養護老人ホーム及び併設されるショート用居室（多床室）のプライバシー保護のための改修	865千円	整備床数		
				介護施設等の看取り環境の整備	4,130千円	施設数		
				共生型サービス事業所の整備	1,230千円	事業所数		
				介護職員の宿舍施設整備	介護職員1定員当たりの延べ床面積33㎡	補助率 1／3		

高齢者支援課

補助金名	補助対象経費 (複数の事業がある場合は事業ごとに記入)	補助事業者等 (補助事業者と事業主体が異なる場合はそれぞれ表示)	補助率 又は 補助金額	変更申請要件	備考	国庫補助 (有・無)																														
	旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計監督料等をいい、その額は、工事費又は工事請負費の2.6％に相当する額を限度額とする。)及び多床室の個室化に必要な工事費又は工事請負費及び工事事務費（工事施工のため直接必要な事務に要する費用であって、旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計監督料等をいい、その額は、工事費又は工事請負費の2.6％に相当する額を限度額とする。）。 ただし、別の負担（補助）金等において別途補助対象とする費用を除き、工事費又は工事請負費には、これと同等と認められる委託費及び分担金及び適当と認められる購入費等を含む。 補助対象施設等 (1)特別養護老人ホーム (2)介護老人保健施設 (3)介護医療院、介護療養型医療施設 (4)養護老人ホーム (5)軽費老人ホーム (6)認知症高齢者グループホーム (7)小規模多機能型居宅介護事業所 (8)看護小規模多機能型居宅介護事業所 (9)有料老人ホーム (10)サービス付き高齢者向け住宅 (11)短期入所生活介護事業所、短期入所療養介護事業所 (12)生活支援ハウス		<table><tr><td colspan="3">1 (18)災害レッドゾーンに所在する老朽化等した広域型介護施設等の移転改築整備、1 (19)災害イエローゾーンに所在する老朽化等した広域型介護施設等の移転改築整備 ※以下の範囲で知事が必要と認めた額</td></tr><tr><td>特別養護老人ホーム及び併設されるショートステイ用居室</td><td>2,000～5,280千円</td><td>整備床数</td></tr><tr><td>介護老人保健施設</td><td>25,000千円～66,000千円</td><td>施設数</td></tr><tr><td>介護医療院</td><td>25,000千円～66,000千円</td><td>施設数</td></tr><tr><td>養護老人ホーム</td><td>2,820千円</td><td>整備床数</td></tr><tr><td>ケアハウス（特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの）</td><td>2,000～5,280千円</td><td>整備床数</td></tr><tr><td>介護付きホーム(有料老人ホーム又はサービス付き高齢者向け住宅であって、特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの)</td><td>2,000～5,280千円</td><td>整備床数</td></tr><tr><td colspan="3">2 ※以下の範囲で知事が必要と認めた額</td></tr><tr><td>簡易陰圧装置設置経費支援</td><td>5,100千円</td><td>知事が認めた台数（定員を上限）、補助率2／3</td></tr><tr><td>ユニット型施設の各ユニットへの玄関室設置によるゾーニング経費支援</td><td>1,180千円</td><td>箇所数、補助率2／3</td></tr></table>	1 (18)災害レッドゾーンに所在する老朽化等した広域型介護施設等の移転改築整備、1 (19)災害イエローゾーンに所在する老朽化等した広域型介護施設等の移転改築整備 ※以下の範囲で知事が必要と認めた額			特別養護老人ホーム及び併設されるショートステイ用居室	2,000～5,280千円	整備床数	介護老人保健施設	25,000千円～66,000千円	施設数	介護医療院	25,000千円～66,000千円	施設数	養護老人ホーム	2,820千円	整備床数	ケアハウス（特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの）	2,000～5,280千円	整備床数	介護付きホーム(有料老人ホーム又はサービス付き高齢者向け住宅であって、特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの)	2,000～5,280千円	整備床数	2 ※以下の範囲で知事が必要と認めた額			簡易陰圧装置設置経費支援	5,100千円	知事が認めた台数（定員を上限）、補助率2／3	ユニット型施設の各ユニットへの玄関室設置によるゾーニング経費支援	1,180千円	箇所数、補助率2／3			
1 (18)災害レッドゾーンに所在する老朽化等した広域型介護施設等の移転改築整備、1 (19)災害イエローゾーンに所在する老朽化等した広域型介護施設等の移転改築整備 ※以下の範囲で知事が必要と認めた額																																				
特別養護老人ホーム及び併設されるショートステイ用居室	2,000～5,280千円	整備床数																																		
介護老人保健施設	25,000千円～66,000千円	施設数																																		
介護医療院	25,000千円～66,000千円	施設数																																		
養護老人ホーム	2,820千円	整備床数																																		
ケアハウス（特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの）	2,000～5,280千円	整備床数																																		
介護付きホーム(有料老人ホーム又はサービス付き高齢者向け住宅であって、特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの)	2,000～5,280千円	整備床数																																		
2 ※以下の範囲で知事が必要と認めた額																																				
簡易陰圧装置設置経費支援	5,100千円	知事が認めた台数（定員を上限）、補助率2／3																																		
ユニット型施設の各ユニットへの玄関室設置によるゾーニング経費支援	1,180千円	箇所数、補助率2／3																																		

高齢者支援課

補助金名	補 助 対 象 経 費 (複数の事業がある場合は事業ごとに記入)	補助事業者等 (補助事業者と事業主体が異なる場合はそれぞれ表示)	補 助 率 又は 補助金額			変更申請要件	備考	国庫補助 (有・無)
				従来型個室・多床室のゾーニング経費支援	7,070千円	箇所数、補助率 2 / 3		
				家族面会室の整備等経費支援	4,130千円	施設・事業所数、補助率 2 / 3		
				多床室の個室化に要する改修費支援	1,160千円	定員数、補助率 2 / 3		